

## 表題

1. 市有財産であった申請地を境界確定後買い受けたもので、所有権証明書の添付図面と境界確定図面及び14条地図とは一致している。地目については、既にほとんどが建物敷地となっており、申請地の全ての部分が登記地目の登記地目の住宅地と接していることから宅地と認定した。境界標については、工事による亡失及び合筆予定があるため一部は設置しなかった。
2. 既に境界確定がされていた箇所、土地の特定ができ、又、売り払い図面と一致したことから問題の生じることは考えられない。境界標は工事で亡失するため設置しなかった。申請地Aは、隣接地と一体的に太陽光パネルが設置されており、地目は**雑種地**と認定した。(申請地Bは、駐車場の一部及び駐車場を保持するための法面となっていて、隣接地の露天駐車場とも一体利用されていることから**雑種地**と認定した。)申請地積と所有権証明書の地積が相違するのは端数処理による。
3. 地図、(公図)隣接地の提出済測量図と一致。過去の払下げ申請に添付された図面と一致。隣接者とは、隣接境界線証明書等が交わされ意見の対立もないことから、問題の生じることは考えられない。申請地Aは隣接地(58-1)と併せて田として利用されており、地目は**田**と認定した。申請地Bは隣接地の40-1(現在は野菜を作っているが、用水を利用して耕作する田の要件を満たしている)と併せて利用されていることから田と認定した。

(記載の省略と割込み線について)

4. 既に境界確定がされていた箇所では土地の特定ができ、また売払い図面と一致したことから問題の生じることは考えられない。申請地積と所有権証明書の地積が相違するのは端数処理による。尚、隣接地については、平成〇年〇月〇日土地地積更正、分筆登記申請書に添付の調査報告書(参考に添付)記載のとおりにより **02 調査した土地欄の隣接地の記載及び 03 所有権登記名義人の隣接者の記載並びに 06 資料・証言・事実等の分析欄の隣接地に関する事項を省略した。**地目については、申請地を含め開発許可(参考に写しを添付)を受工事完了証明書の交付を受けており宅地と認定した。755-1、756 の土地の計上、境界線が公図と相違するのは、明治時代からの旧台帳附属地図を基に作成され粗雑であることで、**776-2 の土地南側の割込み線の記入が提出済測量図、公図と齟齬する。**このことについては、今後申請人において申請人所有地の合筆を予定しており後日問題は生じないと考えている。

(表題:公図と相違することについて)

5. 公図は明治時代作成の旧台帳附属地図で粗雑であることから、55-1、56 の土地の形状、境界線が公図と相違。76-2 の土地南側の割込み線の記入が提出済測量図、公図と齟齬する。このことについては、今後申請人において申請人所有地の合筆を予定しており後日問題は生じないと考えている。